

令和4年度 第11回 定例会

会 議 録

えびの市教育委員会

えびの市教育委員会

令和4年度 第11回 定例会 会議録

1. 日 時 令和5年2月13日 月曜日 午前9時00分から午前10時55分まで
2. 場 所 市役所本庁4階 大会議室
3. 出席委員 永山 新一 教育長 松元 國治 委員（教育長職務代理者）
小倉 真里子 委員 前原 こず恵 委員
4. 欠席委員 貴嶋 俊介 委員
5. 会議録署名委員 松元 國治 委員
6. 事務局 学校教育課長 白濱 美保子
学校教育課主幹 川口 直
防災食育センター所長 黒江 洋子
学校教育課課長補佐兼総務係長 川上 大輔
学校教育課教育係長 原口 美貴子
社会教育課長 齊藤 和明
社会教育課課長補佐兼文化係長 高佐 伸也
社会教育課社会教育係長 堂原 里美
社会教育課市民体育係長 笑喜 幸枝
7. 議 題
 1. 会議録署名委員の指名について
 2. 会議録の承認について
 - (1) えびの市教育委員会令和4年度第10回定例会
 3. 教育長及び教育委員からの報告・提案事項について
 4. 議事
 - (1) 報告第5号 職員の人事発令について
 - (2) 議案第15号 えびの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - (3) 議案第16号 えびの市立小中学校事務処理規程の一部改正について
 - (4) 議案第17号 えびの市費負担臨時職員設置要綱の一部改正について
 - (5) 議案第18号 えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱の一部改正について
 - (6) 議案第19号 令和4年度えびの市一般会計予算の補正について
 - (7) 議案第20号 令和5年度えびの市一般会計当初予算について
 5. 教育委員会事務局からの報告・事務連絡

教育長	(開会 午前9時00分) ただ今から、えびの市教育委員会 令和4年度第11回定例会を始めます。 本日は、貴嶋 俊介委員から欠席のご報告をいただいております。 会議録署名委員の承認について、えびの市教育委員会会議規則第17条第1項の規定により、本日の会議の会議録署名委員を、松元 國治委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	続いて、令和4年度第10回定例会の会議録の承認について、学校教育課長から概要の朗読をお願いします。
学校教育課長	(えびの市教育委員会 令和4年度第10回定例会会議録の概要朗読)
教育長	会議録については、承認ということでよろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	会議録は承認されました。続いて教育長・教育委員からの報告提案事項となっております。何かありましたらお願いします。
小倉委員	卒業式についてですが、文部科学省からの通達で、卒業式はマスクをはずすことを基本とすることになるそうですが、それぞれの学校で戸惑いはないでしょうか。来賓・保護者がマスクを着用し、国歌や校歌の斉唱や合唱を行う場合、基礎疾患がある方はマスクを着用するとあるので、いろいろ戸惑いがあると思いますが、各学校マスクについてはどのような取扱いでしょうか。
主幹	委員おっしゃられる通り、厚労省から通知が出まして、文科省の方で卒業式以降の取扱いについて何らかの通知が出る予定ですので、それを受けて対応を正式に決めたいと考えております。大枠としては報道されている通りなのですが、国の枠を外れるようなことはないかと思います。具体的には、例えば何も話さないような状態の中では、マスクを外したり、或いは校歌斉唱や卒業式の歌等の場面ではマスクの着用をお声掛けするというふうになろうかと想定はしておりますが、そこは通知を確認してから連絡をすることになると思います。以上でございます。

教育長	国・県の通知が来て、それを受けて市としても各学校に対して注意事項等を入れた文書を出そうと考えておりますが、その前に市の校長会長・副会長等と情報共有した上で内容を考えていると思っております。このマスクの件については、通常の学校生活にも影響してこようかと思っておりますので、そこも含めた対応が今後出てくるかと思っております。 他ございませんか。
前原委員	2点ございます。1点目が、京町こども園が休園をされるということで、学童保育をされておられたので、今まで入っていた子どもたちが利用できなくなるのではないかと、多分絞られてくるのではということで保護者がとても心配されていたのですが、学童保育を閉めるにあたって、子どもたちの受け入れ先がどうなっているのかということをお尋ねします。もう1点が、県内の中学校で使途不明金があったという報道を聞いたのですが、月1回、学校長が点検・確認をすることになっていたのを怠っていたという報道が出ていました。えびの市の方ではその辺りはどのようなになっているのかお尋ねします。
教育長	2点ございました。学校教育課お願いします。
学校教育課長	まず児童クラブの件ですが、こちらはこども課が主管課になるのですが、今お伺いしているところでは、待機児童をつくることのないようにということで、こども課の方でいろいろと検討されています。児童クラブの受け入れ場所が今の真幸認定こども園の中には、全員を受け入れるのが難しいということで、真幸小学校の校舎の空き教室を利用できないか学校教育課と真幸小学校とこども課で検討をしているところです。こども課の方針としては、とにかく待機児童は絶対につくらずに、児童クラブに通いたい子どもさんは、全員を受け入れる方向で検討していくということでした。2点目については、公金以外の準公金については市の方でも必ず確認をして、その準公金をしっかり管理するというような要綱等も定めて確認をしています。学校の方でも当然、そういった点検をするということになっておりますので、教育委員会の方での確認は今のところしていないですけれども、報道がありましたように、各学校の管理職が月1回は、通帳と印鑑等を確認しているものと思います。ただ、今回このようなことがありましたので、各学校にはもう1回確認をしていただくように、周知はしたいと思っております。
教育長	課長が言いましたように、月1回の確認は、管理職を中心にやるべきものだと思っておりますし、再度学校に対しては注意喚起と指導はしていきたいと思っております。県からも多分通知が来ると思いますが、今の段階でも、しっかりそこはやっていきたいと思っております。 他にはございませんでしょうか。
松元委員	分かっていたら教えていただきたいのですが、数日前に文科省が重大いじめについて、そういう事象があった場合には警察、それから文科省に報告するようになっているのがありました。従来もそういう重大なものについては報告しているはずですが、何か違うのですか。

主幹	変わらないと思います。報道内容はわからないですけど、重大事態というか、重大いじめが多分重大事態に発展するようなものかと思いますが、要は命に関わるものですけど、そういったような重大なもの、いじめ防止対策推進法の中で（第28条第1項）1号と2号とありますが、この1号が生命財産に関するような、要するに非常に喫緊のリスクが高いような意味合いのこと、2号はいじめによって不登校になりましたというようなものと、この両方とも重大事態と言われるのですが、両方に報告の義務はあります。だから、それを報告しないということが以前からあったということは無いです。
松元委員	教育委員会でこれから整理しておかないといけないのは、例えばいじめ案件でも、学校が教育委員会に報告する、その程度はどれぐらいなのかということが1つと、それから教育委員会が把握して、これは警察も含めて報告をしておいたほうがいいというものを教育委員会は整理していく必要があるという意味で、今回、重大いじめというのが報道等で出されたのかなというのを思ったところです。
教育長	県の宮崎県いじめ防止基本方針は、それが明記されております。全て生命財産に関わるような案件は、基本的に警察に報告というのがあったと思います。生徒指導状況報告を毎月まとめていますけど、それに載るぐらいの通常の子ども間のいろんなトラブルなどは、教育委員会が把握してそれで終わります。ただやはり生命財産を脅かすような状況があった場合には、警察にしっかり連絡をして対応を一緒にするというのがあります。そこは、線引きがされています。
松元委員	そう把握していたところですが、改めて文科省が重大いじめについては警察に報告をと出したということは、何か違うものがあつたのかと思ったものですから。
教育長	方向性は変わっていません。いじめによる自死事案などが全国的には起こっていて、そのことを踏まえて改めて出てきたのだと思います。今度、生徒指導提要が改定になって示されたのと絡めて、いじめの重大事態について今回クローズアップされたのではないかと思います。
教育長	それでは私の方から、先週県の教育長会に出席したものですから、夜間中学の設置基本計画等について教育委員の皆さんに共通理解をしていただきたいので説明いたします。公立の夜間中学校は、全国的に設置を進めてほしいと文部科学省が言っているもので、宮崎県内では令和6年4月開校の予定で宮崎市教育情報研修センター内に夜間中学校を設置します。単独校ですので普通の公立学校と同じ扱いとなります。1学年1学級ですが、基本的には年齢の違いがあつたり、生徒の状況によって多様な受け入れとなりますので、最初は30名程度を目標に考えているとのことでした。学齢期を過ぎた方、外国籍の方、それから不登校等でその当時学校に行けなかった方、学び直しをしたい方が対象となります。県

	内に居住し通学が可能な人が対象となるので、この点が限定的になろうかと思いますが、差し当たってこの方向性が示されたところです。修業年限は3年、上限が6年です。基本的に宮崎市が運営に関わることについては費用負担するのですが、えびの在住の方がいらっしゃる場合には、予算化をしないといけない可能性はあると思います。時間帯としては、午後5時過ぎぐらいから9時ぐらいまでの4時間ぐらいが予定されているということです。2つ目ですが、新しい研修制度ということで、教員の免許更新制度がなくなったことに伴いまして、先生方の研修制度が新しく令和5年4月からスタートします。これについては、研修履歴として先生方が教員として求められる資質を向上するためにこのように努力したということが記録化されるということで、これが校長先生の職務として出てまいります。ご承知おきください。最後に、学校における働き方改革推進プラン第2期の案ができました。県としては、校長先生、教頭先生の勤務時間が長時間労働ということで、非常に課題になっているということも言っています。今後は、45時間未満の教職員の時間外勤務を25%以上に増やしていくという目標を掲げて、新たな取組として進められていくと思います。
教育長	それでは議案審議に入ります。報告第5号「職員の人事発令について」を議事といたします。報告第5号はえびの市教育委員会会議規則第3条により、非公開といたします。よろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	それでは、ここから非公開とします。
学校教育課 課長補佐兼 総務係長	(説明)
教育長	報告第5号については、承認してよろしいですか。
出席委員	はい。
教育長	報告第5号「職員の人事発令について」については、承認されました。非公開を解除いたします。
教育長	続いて議案第15号「えびの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」を議事といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課 長 補佐兼総 務係長	教育委員会が総務課長に補助執行させる事務について、個人情報の保護に関する法律の規定を引用するため、えびの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を一部改正するものです。
教育長	ご質問はございませんか。ご質問がなければ、承認してよろしいですか。
出席委員	はい。
教育長	議案第 15 号「えびの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」は承認されました。 続きまして議案第 16 号「えびの市立小中学校事務処理規程の一部改正について」を議事といたします。事務局の説明を求めます。
学校教育課 長 補佐兼総 務係長	事務主任が分掌する指定事務のうち、情報の取扱いに関する事務について、個人情報の保護に関する法律の規定を引用するため、えびの市立小中学校事務処理規程を一部改正するものです。
教育長	ご質問等ございませんか。ご質問がなければ、承認してよろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	議案第 16 号「えびの市立小中学校事務処理規程の一部改正について」は、承認されました。 続きまして議案第 17 号「えびの市費負担臨時教員設置要綱の一部改正について」を議事といたします。事務局の説明を求めます。
学校教育課 長 補佐兼総 務係長	えびの市費負担臨時職員の給与及び費用弁償について県の取扱いに準じた措置を講じるため、一部改正するものです。様式の改正と勤勉手当基礎額の改正です。
教育長	ご質問等ございませんか。ご質問がなければ、承認してよろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	議案第 17 号「えびの市費負担臨時教員設置要綱の一部改正について」は、承認されました。続きまして議案第 18 号「えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱の一部改正について」を議事といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課 教育係長	休日における中学校部活動の地域移行について、委員の定数を 10 人以内から 15 人以内に増員して、調査・研究・検討を充実させるため、えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱を一部改正するものです。
教育長	ご質問ございませんか。
松元委員	5 名増員は、誰を想定しているものですか。
学校教育課 教育係長	現在、スポーツ協会から 1 人、部活動指導員 1 人、中体連代表校長 1 人、校長会から 1 人、地域総合型スポーツクラブ代表 3 人、社会教育課市民体育係 1 人、学校教育課 2 人の 10 人に、各中学校の PTA 会長を新たに加えるものです。
教育長	ほかにご質問等ございませんか。ご質問がなければ、承認してよろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	議案第 18 号「えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱の一部改正について」は承認されました。続きまして議案第 19 号「令和 4 年度えびの市一般会計予算の補正について」を議事といたします。事務局の説明を求めます。
学校教育課	(説明)
社会教育課	(説明)
教育長	何かご質問等ございませんか。
松元委員	学校教育課教育振興費の学力調査委託料の減額についてですが、県が行う学力調査の分が不要になったということですが、これは令和 5 年度も県が実施されるのであれば、その分は予算を組まなくてもいいということになるのですか。
学校教育課 教育係長	令和 5 年度に県が必ず実施するという通知がないものですから、全学年の予算をお願いしています。
教育長	先日の教育長会の説明では、令和 5 年度は小学校も中学校も学年が変わるという説明を受けております。 ほかにご質問ございませんでしょうか。それでは、承認してよろしいでしょうか。
出席委員	はい。

教育長	議案第 19 号「令和 4 年度えびの市一般会計予算の補正について」は承認されました。 続いて、議案第 20 号「令和 5 年度えびの市一般会計当初予算について」を議事といたします。事務局の説明を求めます。
学校教育課	(説明)
社会教育課	(説明)
教育長	ご質問等ございませんか。
松元委員	真幸小のトイレ改修は、4 千万円近くという金額が大きいものですが、具体的にどのようなものですか。
学校教育課 課長 補佐 兼 総務係長	真幸小は 1 号棟と 2 号棟がございます。今回は 2 号棟の改修となります。2 号棟は 3 階建てですが、3 階にはトイレはございません。1 階と 2 階のトイレの改修を行うものです。 令和 4 年度は飯野小学校と加久藤小学校の工事を行いました、5 千万円を超えるものでしたので、令和 5 年度は真幸小学校 1 校の工事としているところです。
教育長	ほかにご質問ございませんでしょうか。それでは、承認してよろしいでしょうか。
出席委員	はい。
教育長	議案第 20 号「令和 5 年度えびの市一般当初予算について」は承認されました。 以上で議事を終了いたします。 続いて事務局から事務連絡をお願いします。学校教育課からお願いします。
学校教育課 課長 補佐 兼 総務係長	3 月 10 日、金曜日若しくは 13 日、月曜日に臨時会を予定しています。議会の日程が決まりましたら、確定日をお知らせします。定例会は 3 月 22 日水曜日の予定です。
学校教育課 長	株式会社ミヤザキ様からの寄附のご報告です。株式会社ミヤザキ様からは、平成 30 年度にもえびの市に 900 万円の寄附をいただきました。その時は、大型提示装置と学校の図書、岡元小と真幸小の遠隔交流を進めるための機器等を購入させていただきました。今回は 2,700 万円の寄附をいただけるということで、どのようなものを購入するか準備を進めています。社長の意向としましては、各学校の希望により購入品等を選定してもらいたいということですので、学校と協議をしているところです。2 月 21 日火曜日に社長と、小林市・高原町・えびの市の全小中学校の校長先生との意見交換会が行われます。3 月 23 日に寄贈

教育長	式を小林市で行い、各市町の市長・町長・教育長が出席する予定となっています。 社会教育課、防災食育センターはございませんか。 無いようでしたら、以上をもちましてえびの市教育委員会令和4年度第11回定例会を閉会します。 (閉会 午前10時55分)
-----	---